

## 第5回洲本市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年8月26日（火） 午後7時00分～9時05分

場 所：洲本市健康福祉館3F 会議室

出席委員（11名）

戸江会長、松山副会長、須恵委員、豊島委員、三倉委員、柳委員、稲谷委員、三宅委員、嶽肩委員、藤井委員、大東委員

欠席委員（2名）

高田委員、久保委員

事務局（7名）

福祉課：加藤課長、郡参事、山家、近本、岩田

学校教育課：増井 社会教育課：津守

コンサルタント

日本出版：本間

次 第 1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

(1) 洲本市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について

(2) 洲本市子ども・子育て支援事業計画に係る確保方策について

4. 報告事項

(1) 子ども・子育て支援新制度に関する条例等について

5. その他

6. 閉 会

---

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

事務局より資料確認。

・次第

・第5回 洲本市子ども・子育て会議 配席図

・資料1 第4回洲本市子ども・子育て会議 議事録（案）

・資料2 洲本市 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

・資料3-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認制度）案の概要

・資料3-2 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）案の概要

・資料3-3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案の概要

- ・資料4 保育の必要性の認定における就労時間の設定について

## 2-2. 議事録(案)の確認

戸江会長：事務局から説明のあった前回会議の議事録につきまして、承認いただけますでしょうか。

(承認)

戸江会長：第4回の議事録については、承認ということで進めさせていただきます。

## 3. 協議事項

戸江会長：続きまして、次第の議事事項(1) 洲本市子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局より、資料2(1~25ページ)に基づいて説明

・前回の骨子案に関して、たくさんの意見・議論をいただいた分について、事務局で検討させていただき、改めてお示しさせていただいている。主には前回審議をいただいたもので、21ページの「現状・課題のまとめと今後の方向性」について、前回の会議で会長から、計画の前提として、安心して子どもを産み育てることについての言及が必要ではないかとの指摘をいただいたこともあり、「安心して子どもを産み育てることができる社会の構築が求められています」としてまとめている。順番の変更もある。これは副会長の意見を踏まえ、事務局で検討させていただいた。23ページの第3章についてであるが、前回いろいろな意見をいただき、洲本市で子どもを産んで育てたくなるような理念を検討させていただいた。基本理念は事務局で5つの案を提示させていただいている。サブタイトルや長さについても議論があったが、委員のいろいろな案もいただければと思う。できればここで基本理念を決めることができると思う。次の24ページの計画の基本目標であるが、前回は項目のみであったが、今回は文章も入れている。項目に関して若干の変更があり、(2)については「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」としている。さらに目標に対する文章を付け加えた形で提示している。25ページ施策の体系に関して、案の段階ではあるが、このような形で考えている。「児童の健全育成」を「子どもの健全育成」へ、基本目標の2番と3番について入れ替えた部分もあり、「食育の推進」を3番へ「ひとり親家庭の自立支援の推進」を2番へ入れ替えている。今後の委員の意見と、事務局内の調整もあるとことを了承いただき、前向きな意見をいただきたい。

戸江会長：ありがとうございます。説明があったように、20ページまでに関しては変更が無く、前回議論があった21ページを軸として、安心して子どもを産み育てることがで

きる社会といった、基本になることを一番上にしています。内容についても、誤字・表現等の細かい整備がされています。23 ページの基本理念についてですが、どうでしょうか。第1～5案まであり、できれば決めたいと思っています。24 ページの基本目標に関しては説明を加えています。より趣旨が分かるようにできているところがあり、いいと思います。少し気になるところですが「産む」という言葉に関して、生産の「産」が使われています。子どもが生まれるときは「生」きるという字で、他動詞の場合は「産」ですが、国語関係に強い方、いかがでしょうか。確かに産み育てるというところでは、「生」についてはあまり使わないように思いますが、意見をください。25 ページは「1. - (4)」の「児童」を「子ども」へ、「2.」にあった食育を「3.」へ。「3.」にあった、ひとり親の自立支援を「2.」へとなっています。おそらくこの方がうまく整備されているように感じました。まずは、21 ページの現状の課題・まとめと今後の方向性に関して、いかがでしょうか。これでもよろしいでしょうか。ちゃんと軸ができてるように思いますが。何かご意見ありましたらお願いします。

(意見無し)

戸江会長：だいたい必要なことはカバーできていると思います。これでもよろしいでしょうか。それではこのような形で進めていきます。次は計画に係る基本理念が、何か意見はありますか。第1案は、素直でストレートに読めるかと思います。印象として、中身を加味しているように思います。第2案は直感に訴えます。スッと入ってくるような感じです。第3案はちょっと長いかなと思います。第4案は親育ちが言葉として入っているのが特徴でしょうか。第5案は焦点化されていない印象でしょうか。これは私の意見ですが、みなさんの意見をいただきたいです。いかがでしょうか。

大東委員：直感的に言うと第1案か第5案ですんなり入るように思います。第5案は入りやすいですが、未来という言葉のイメージが湧かず引かかるように思います。違う言葉に置き換えるか、何か対応があればすんなり入ると思います。

戸江会長：未来という言葉は唐突に思えます。スッと入るようなものいいかなと思いますが、稲谷委員いかがですか。

稲谷委員：第1案について、「洲本で子育て！」はいいと思いますが、その後の部分、「育ち」という言葉について、後がぼやける印象があります。

戸江会長：「洲本で子育て！」はいいですが、後がぼやけるという意見です。第1案のところとどこかを組み合わせるとか、そのような方法がいいかもしれません。どうでしょう、まだ決めにくいでしょうか。

豊島委員：パッと見ると第1案がいいように思いますが、「洲本で子育て！」の次に連想する言葉が、洲本で子育てをされるといいんだよというイメージがあるものですが、具体的に他市と比較したときに、洲本で子育てをすることが、どういいのかというところではないでしょうか。希望は、洲本で子育てをされるといいことがあるよ、ということが言えるといいと思います。その後の子どもの「育ち」が新しい言葉なので、この会議発信という意味ではいいのかもしれませんが、みなさんの意見をいただければと思います。

戸江会長：どうでしょうか。いろいろなご意見が出ていますが、柳委員いかがでしょうか。

柳委員：私も第1案がすんなりと入ってきますが、インパクトというか、後半部分について、何かがあればと思います。もう少し全体が見えてからでもと思うところもあります。

戸江会長：もう少し我々子育て会議として、明確なものが出せればと思います。やや情緒的にはなりますが、第1案の前半と第2案の後半を足すことも考えられるような気がします。難しいですね。次回にしましょうか。

事務局：今回いただいた意見もありますし、みなさんの意見も踏まえて、次回、素案の中で検討できればと思います。

戸江会長：柳委員がおっしゃったように、計画の形ができてきたときにそれを代表するようなキャッチコピーができればいいと思います。また、みなさんの方でも提案をいただければと思います。

豊島委員：子育てのときによく使われるのが、子どもが宝であるとか、そういった言葉があるように思います。

戸江会長：そういう意味では、みんなの夢といった言葉も似ていますね。

松山副会長：第1案はいいと思います。第4案の「親育ち」も私達はよく分かりますが、一般的には分かりにくい気がします。1と4を足して、「洲本で子育て！まちで支える子どもの育ち・親育ち」といったことも考えられるのでは。

戸江会長：子育て・親育ちというと、全てを言い尽くしている感じはあります。

松山副会長：計画が、基本的には親の支援と子どもの育ちということですが、もっときれいに一般に受け入れられる形であればいいと思います。

戸江会長：親育ちというと、市が責任を持ってそこまで見るのかということもありますし、ちょっとこそばいというか、そんな感じがつきまとうようにも思います。

松山副会長：個人的には「未来」という言葉が好きなので、「みんなで支える子どもの未来」というのもいいかと思えます。

戸江会長：それはだいぶ子どもに焦点化されていますね。

松山副会長：違う国で保育所の見学に行ったときに、入り口に看板があって「わたしたちが未来だ」と書いてありまして、日本の保育施設ではそういうことがあまり無いなど思ったことがあります。

戸江会長：まだご意見をいただくところがあります。できるだけ次回以降にまとめる方向でいきたいと思えます。

事務局：いままでのご意見を踏まえて、事務局でも考えさせていただきます。また、次回会議の出欠の案内にも、委員さんの案をご記入いただく用紙を入れさせていただきます。

戸江会長：いいと思えます。以降の24と25ページについても説明がありまして、良くなったと思うのですが、いかがでしょうか。

松山副会長：25ページの「3. 子ども・子育てを地域で支えあう環境づくり」に食育が加わったのはいいと思えます。特に淡路島では、環境を守る重点的な施策が展開されていますので、そういったところも踏まえて、子どもたちの未来のための文言が入ればいいと思えます。

戸江会長：いかがでしょうか。これから今後の具体的な施策として展開されていきます。これで主立ったものは基本から応用まで網羅されており、いいかと思えますが、それ以外に何かありましたらお願いします。だいたいこの方向性でよろしいでしょうか。

松山副会長：障害の「害」の字に関してですが。

戸江会長：これまで議論にはならなかったと思えますが、最近は「害」をひらがなに変更することが多いです。それでいいのかは別の話で、国は障害児教育については漢字を使っています。「障がいのある子ども」などと使われるときに、しばしばひらがなの場合になるのは国の文書でも見受けられます。両方使われているわけです。背景は

違いますが、我々の保育関係の領域があって、保育の内容を示すものは、健康・人間関係・環境・言葉・表現、この5つが幼児教育の領域になっていますが、これについて文科省・厚労省の定めで漢字表記にしないといけないということです。5領域は漢字で書くという規則があるらしいです。こういったことが国の文書に影響しているのかもしれませんが、これとはまた違いますが、バックグラウンドとしては「害」になると考えてはいけないといったこともあると思います。これは漢字の表記の問題であり、文科省の表記を見ていると、「子ども」の表記について、最近認定こども園はひらがなであり、国は全てひらがなにしたいのかなと思うこともありますが、元に戻って漢字になることもあり、表記に関してはなかなか難しいところがあります。この表記に関しては、洲本市で方針を決めたいと思います。本来は「碍」という字が正しいのかなと思いますが、常用漢字でないので使えないです。障害の子どもたちに関する仕事をした津守眞さんは「碍」を使っています。自分の本として使う分にはいいのですが、公の文章となるとそうはいかなくなります。学校関係の委員の方、いかがでしょうか。

藤井委員：確かに両方見られます。ただ、障害児教育は漢字を使っています。

事務局：洲本市では障害福祉係がありますし、行政間で使うときは漢字です。係名を表記するとき、淡路市はひらがなで、我々は漢字であります。違和感無く我々も使っており、障害者に対しても漢字を使います。いろいろな使われ方があるとは思いますが、どちらに統一するかという話なので、こちらで検討させていただきます。

戸江会長：内容については、24・25ページについてはこれでよろしいでしょうか。このような形で進めていきます。ありがとうございます。それでは、これで計画の半分が終わりました。第5章の量の見込みに関して、改めて事務局から説明をお願いします。

## (2) 洲本市子ども・子育て支援事業計画に係る確保方策について

事務局より、資料2（28～36ページ）に基づいて説明

- ・教育・保育の提供区域については前回審議していただいたもので、1区域である。前提となる事項である認定区分等についても、引き続き掲載させていただいている。30ページからの量の見込みに関する数値については前回から変更がなく、平成27～31年度について、量の見込みに対する洲本市の確保策を示している。教育・保育については既存の施設で確保できると把握している。洲本市において、今後の認定こども園の検討は考えていきたい。地域型保育事業については検討していく。地域子ども・子育て支援拠点事業について、延長保育事業は洲本市において9か所で実施している。現状の体制で確保できると考えている。放課後児童クラブは弾力的運用で確保できると考える。また、放課後子どもプランの推進も検討していく。子育て短期支援事業について、見込み量は0であり、洲本市では実施していないが、利用

希望に応じて対応を検討していく。地域子育て支援拠点事業については、子育て学習センターとの連携を図り、実施を検討していく。前回会議で見込み量が0である事業についての意見があったが、その点は県のヒアリングも含めての調整を考えている。一時預かりについては、今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していく。病児・病後児保育については現在実施していない。こちらに関しては淡路内での実施がなく、医療機関・関係機関との連携・調整を図り検討していく。ファミリーサポートセンターについては、前回に引き続き見込み量は0であるが、提供体制を検討していく。利用者支援は、情報集約・連絡調整等を行う新たな事業である。こちらは提供体制の確保に努める。乳児家庭全戸訪問事業については、今後も子育て家庭の状況を把握しながら、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していく。養育支援訪問事業については、見込みは実績によるもので、こちらも引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していく。妊婦健康診査事業についても、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していく。

戸江会長：ありがとうございます。以前から量の見込みと提供体制の確保ということで、最終的に確保の内容を考えるにあたって、③、④、⑦が他と違い、見込み量が0であり、乗算すると0にならざるを得ない状況ではありますが、それでいいのかということと、県の調整があるので、助言をいただき、量の見込みに関して、ある一定以上入ってくる可能性があるということでもあります。他の事業も含めていかがでしょうか。放課後児童クラブについての説明があって、4～6年生について、見込み量が大きく出てきて修正があったのですが、来年・再来年の動向が分かりませんので、確保の方策を適切に決めないといけません。いかがでしょうか。

松山副会長：④の地域子育て支援拠点事業について、子育て学習センターとの連携について、数算的な計算は分かりませんが、どうなっていくのでしょうか。

事務局：会長もおっしゃっていますが、県とのヒアリングがあるので、見込みが0になっている事業については、県の助言をいただきつつ、数字を入れられるよう精査していきます。

戸江会長：いかがでしょうか。③、④、⑦についてはそのような方向で、⑨と⑩の事業については、現在でも全戸でできているということですね。ファミサポについて、センターとなる所は無いのですか。

事務局：無いです。

戸江会長：センターを置いて、事業を実施していけば、おそらくニーズは出てくると思います。

須恵委員：放課後児童クラブの高学年についてですが、数字の根拠としてはどのようなになっていますか。

事務局：ニーズ調査と、国の手引きに基づくものですが、数字に関しては手引きにもあったのですが、事業は月～土曜の実施ですが、週に1～2回の利用希望に関しては、ハードも関係してきますので、除外しているところもあります。5年生・6年生となると社会体育もありますし、習い事もあり、利用が減ってくると考えています。

戸江会長：利用日数を勘案して数字を出しますが、放課後児童クラブに関して、延べではなく利用者数ですね。

事務局：延べではないです。登録人数になります。

戸江会長：登録者ですね。須恵委員のおっしゃるように、4年生は多く利用されるでしょうが、5～6年生については確かに少なくなると思います。想定としてはだいぶ減るだろうと。それを含めても8か所で見ると少なめで見込まれているのではないかといい意見です。多くした方がいいのではないかといい意見ですが、いかがでしょうか。

須恵委員：5・6年生については社会体育や塾があったりするので、4年生中心となっていくとは思いますが。

豊島委員：神戸新聞8月13日の記事に、市町村ごとの学童の目標数値についての記事があって、放課後子ども総合プランとありましたが、②にある放課後子どもプランと同じなのでしょうか。

事務局：放課後子どもプランというのは、文科省による放課後子ども教室と、厚労省による放課後児童クラブを合わせたもので、大きな括りとして放課後子どもプランとしています。

豊島委員：2019年までに30万人を解決するというような内容であったので、洲本市でも放課後子ども教室と放課後児童クラブを合わせて、放課後子ども総合プランという認識でいいのでしょうか。

戸江会長：正式には放課後子どもプランで正しかったと思います。新聞記事が総合的な対策なので、放課後子ども総合プランとしたのかもしれませんが。

事務局：学校の空き教室を使ってという点もあったので、総合という形にしたのではないでしょう。

事務局：今日の読売新聞でも、国が 120,000 か所から 140,000 か所にするとあり、ハードの整備でなく、空き教室のある学校については協力するようにと文科省から通達も出ていたかと思います。

戸江会長：幼稚園と保育所を一体的に進めていこうとしているので、総合的な施策を進めるべきだと思いますが、場所の問題も大きいですね。洲本市としては、できる限り総合的な放課後対策を進めていきたいということですね。人数については見えにくいですが。

松山副会長：子ども教室等を一体で進めるのであれば、少ないかもしれませんが、その点の考え方をどうするのかということですね。

戸江会長：これは児童クラブの数字ですね。

豊島委員：前回の会議であったと思うのですが、病児・病後児保育に関する会合の結果というのは、どうなったのでしょうか。

事務局：まだ調整段階でして、ある神戸のクラブにアプローチをかけていまして、淡路全域で参入するとしたら、どのようなプランをお持ちですかと、淡路を代表してお声かけをさせていただきました。居宅訪問型の病後児保育を実施するということについては、淡路3市ともそれが一番いいのではないかと考えています。返事はまだいただいていません。実際に大阪の区で実施していて、NPO 法人に委託契約の形で病後児の居宅訪問を実施していたと思います。可能であれば、淡路でもできるのではないかと感触を掴んでいます。

戸江会長：淡路島全体でそのように考えているということですね。保育関係でも、国がまだ力を入れてやっているまでではないと思いますが、医療保育士について、まだ国の制度ではないですが、医学的・医療的知識を備えた保育士の養成をどのようにするのかといった話があり、制度ができると病児・病後児保育が充実してくると思います。その他いかがでしょうか。今後の県との調整も待ち、結果を見ながら見込みが0の事業について、数字を盛り込んでいく形になるとは思いますが、全体的にはこのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(承認)

戸江会長：では承認多数ということで進めさせていただきます。子育て支援事業に係る確保策についても議論いただいた部分で、了承を得たということで進めさせていただきます。それでは資料3について、運営に関する基準についての説明をお願いします。

#### 4. 報告事項

##### (1) 子ども・子育て支援新制度に関する条例等について

事務局より、資料3-1～3に基づいて説明

- ・前回は説明させていただいたが、最低基準を設けるだけであるので、このままで上程の予定である。洲本市独自として、暴力団の排除条例を盛り込んでいく内容となっている。前回の会議で3-2、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準における資格について触れたが、昨今の事情もあり、厳しくしたらどうかとさせていただいた。しかし地域型保育の提供にあたって、必要になったときに参入しやすいよう、事務局で検討した結果、門戸を広げ、できるだけ新規参入しやすい状況として、職員の資格については特に限定しない形にさせていただいた。

戸江会長：条例を作成するにあたって、洲本市は国の基準通りということで、ほとんどの市町村でも国の示す基準通りです。厳しい基準ではないので、洲本市でも国の基準通りに進めていくということです。小規模保育事業・家庭的保育について、確保できるのかという点については、いろいろな所で議論されていますが、国の基準で概ね充足できるということで考えられています。暴力団排除条例を盛り込むということもありますが、これに関して何かご意見等ありますでしょうか。

松山副会長：1点よろしいですか。家庭的保育事業の保育士の資格について、洲本市では認定にあたっての研修の実施については考えてらっしゃいますか。

事務局：現状で手が足りているということもあり、市で独自の研修を設けるといってはありますが、家庭的保育者としての資格を取りたいという方については、県の指定する研修を受けていただくということで考えています。

松山副会長：現在、兵庫県もおそらくやっていないということもありますし、これからということですね。

戸江会長：今まで実施されている神戸や西宮、豊中については、資格を持っていれば、なおいいのですが、育児経験があればいいという経緯もあります。研修を受けた形の方が望ましいという方向になってきています。洲本市でも県の基準を参考に、市でもできるようになるといいですね。おそらくですが、事故やケガが保育所よりも多く起こる可能性があると思います。適正な保育者になってもらうための研修はとても大事だと思います。放課後児童クラブの指導員の研修の充実もこれからの課題だ

と思います。

松山副会長：先日、東京の認可外の保育所で、保育士が虐待ということもあったと思うのですが、そういった質を担保するという意味で、研修をすることは大事だと思います。

戸江会長：その通りだと思います。そのような課題はありますが、国の示す基準通り、このように進めていくということによろしいでしょうか。

(承認)

戸江会長：ありがとうございます。資料3-3については。

事務局：資料3-3について、市独自の基準はありませんが、一部、面積基準の1.65㎡については、来年すぐの達成について難しい点があることもあり、向こう5年で整備していくということで追加させていただいています。

戸江会長：施設整備の1.65㎡については、利用人数のこともあるので、経過措置として5年を目指して実施するということです。1.65㎡と言えば。

事務局：畳1畳くらいでしょうか。30人規模であれば、30畳が必要ということになります。休養スペースは別です。

戸江会長：保育所の基準と似ていますね。

事務局：似ています。

戸江会長：子どもが大きいので、結構窮屈かもしれません。放課後児童クラブについては意見がたくさんありましたが、見込み量については数字を出しにくいところがあり、希望者がどれくらいになるか認めにくいです。どのような状況になってもふさわしい対応ができるようにしていただきたいと思います。条例の準備も進めていただくということで、次の議題に進みます。その他について、資料4について説明をお願いします。

## 5. その他

事務局より、資料4について説明

- ・市の考えを報告する形になるが、保育の必要性の認定にあたって、子ども・子育て支援法の施行規則があり、保育を必要と認められるまでに1～10の内容が考えられている。その中で、保護者の就労に関しての48～64時間について、どの範囲にする

かを市で決めることとなっている。現行制度での市の規則があり、こちらを月に計算すると、64時間となることもあり、それと異なる基準を設けた場合、入所児童数の大幅な変更があり、施設整備等で問題が出てくる可能性が考えられるので、就労時間を64時間と検討しているということで、報告させていただく。

戸江会長：ありがとうございます。今までの規則を概ね踏まえた形になっています。保育を必要とする子どもの認定基準です。国の基準に対して洲本市の状況を勘案して、64時間としています。三倉委員いかがでしょうか。

三倉委員：今と同様なので、そこまで混乱はないかと思います。

戸江会長：48時間は短いですね。1日3時間働いて、16日ということです。

三倉委員：48時間以上はたくさんいます。

戸江会長：他の市ではどのように定めているのでしょうか。

事務局：近い所では、神戸市が64時間と設定しています。

戸江会長：保育を必要とする幅は新制度で広がります。学校に在籍しているとか、求職活動をしていても認められます。私もこれくらいが妥当かと思います。これでよろしいですか。

(承認)

戸江会長：ありがとうございます。親の就労時間の設定は月64時間で進めるということであり、その他に関しては以上でしょうか。また、これまでの議論を踏まえての意見等ありましたらお願いします。

大東委員：29ページで全体像を書いています。記載の無い、残り2つの事業についてはどのようになっていますか。

戸江会長：29ページにあります「実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」ですね。この点に関しては。

事務局：計画の中では地域13事業となっていますが、この2点に関しては一般的でないという部分もあり、計画書の方では割愛とさせていただいています。

戸江会長：これはだいたいどこの市でも入れていません。株式会社等の参入となることと、親御さんのアンケートでも出てきません。これからの事業として確保等の見通しが考えにくい事業ですので、割愛ということです。

豊島委員：25 ページにある施策の展開の中で、要保護児童の支援については、どの区分に入ってくるのでしょうか。

事務局：児童虐待防止対策の充実に入ってきます。次回の素案の中で、第4章の施策の展開で示させていただきます。

豊島委員：要保護児童の中に、児童虐待は当然入ってくると思いますが、他にも生活保護家庭、困窮家庭についても盛り込んでいく形にしていきたいです。

事務局：安心して子どもを産み育てていける環境ということで、この項目に入ってきます。

戸江会長：姫路の子育て会議でも、貧困家庭の問題が出ており、手当てを十分にという意見もありました。

豊島委員：貧困の連鎖についても問題視する必要があると思います。

戸江会長：2番のどこかにうまく盛り込めるといいと思います。児童虐待の裾野を広げるといって、不適切な養育という言葉があります。その言葉の範囲が幅広く、これが高じていくと児童虐待につながると。これについても書いていただきたいと思います。

豊島委員：保護者にとってややこしい選択になると思いますが、保育料や認定などで、専門の職員や行政の窓口があるとは思いますが、例えば福祉館に来たときに分かりやすいよう、他市では子育て課など分かりやすくなっているの、ぜひこの機会に、課名について検討いただけると嬉しいです。

松山副会長：以前も提案させていただいたと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

事務局：ご要望としては承るのですが、私どもで決められることでもなく、担当セクションに話はさせていただいているのですが、現状ではそのようにしか言えない状況です。

豊島委員：再来年の新庁舎ができる際の検討委員会でも、せっかく新しくなるので、話をしていたいただければと思います。

事務局：思いは皆様と同じであります。

戸江会長：どこでもそうですね。南あわじ市では少子対策課があったと思いますが。

事務局：南あわじ市では、新庁舎ができるにあたって福祉課になるそうです。背景としては、職員数の大幅な減少があるということで、係の中で整理していこうという話しになっています。新しい課を作る方向にはなかなか動けないということです。

豊島委員：市民の数も減ってきて、職員も減るのはとても分かりますが、それとサービスは違うのではないかなとも思います。

事務局：私も同感ではあります。

豊島委員：例えばボランティアであつたりとか、退職された方に来ていただくといったことを求めてもいいのかなと思います。それによって、市民・地域の力が親御さんを支えるといった仕組みができてもいいのかなと思います。

戸江会長：今後、子育てに関する総合の窓口ができるといいと思います。

事務局：同感です。

戸江会長：意見として受け止めていきたいと思います。

事務局：次回の会議では計画の素案をご提示させていただきます。後、基本理念に関しても何点か提示させていただきます。県のヒアリングを踏まえた見込み量についてもお示しさせていただきます。次回会議の日程については、どうしても素案については作業に時間がかかりますので、10月中旬～下旬になるかと思われます。案内の際には、基本理念についても記入欄を設けておきますのでお願いします。その他は以上となります。

戸江会長：ありがとうございます。他にないようでしたら、会議を閉じさせていただきます。本日もたくさんのご意見と、長い時間のご審議ありがとうございました。

## 6. 閉会

以上